

限度額適用認定証交付申請についてのご案内

毎月1日から月末までの医療費について、所得区分に応じた自己負担限度額までにとどめる制度です。所得区分は、世帯主及び国民健康保険被保険者の所得で判定されます（下表参照）。

●交付要件

- (1)交付対象者が70歳未満の場合、世帯に国税の滞納がないこと。
- (2)交付対象世帯に所得未申告者がいないこと。

●必要書類

- (1)限度額適用認定証交付申請書
- (2)世帯主の身分証明書の写し
- (3)世帯主及び該当者の個人番号がわかるものの写し（確認後、市役所で破棄します。返送をご希望の場合はお申し出ください。）

【所得区分一覧表】

70歳未満のかた			
所得区分	基準	限度額	
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)	
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)	
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)	
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円 (多数該当 44,400円)	
オ	住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当 24,600円)	
70歳から74歳までのかた（高齢受給者）			
所得区分	基準	外来のみ（個人単位）	入院あり（世帯単位）
現役並みⅢ	690万円以上の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)	
現役並みⅡ	380万円以上690万円未満の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)	
現役並みⅠ	145万円以上380万円未満の住民税課税所得がある高齢受給者がいる世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)	
一般	現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ以外の世帯	18,000円 (年間 144,000円)	57,600円 (多数該当 44,400円)
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	所得が0円の世帯	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に高額療養費該当となる月が4か月以上ある場合、4か月目以降の自己負担限度額が下がります（多数該当）

※70歳から74歳未満で現役並みⅢ・一般区分のかたは、お持ちの高齢受給者証で限度額認定を受けることができますので、認定証の申請は必要ありません

問い合わせ・提出先
〒374-8501 館林市城町1-1
館林市役所保険年金課国保係
TEL0276-47-5138（直通）